

宮城県防除実施基準

平成 9 年 5 月 策定
平成 11 年 5 月 変更
平成 12 年 6 月 変更
平成 13 年 8 月 変更
平成 16 年 3 月 変更
平成 19 年 5 月 変更
平成 30 年 2 月 変更
令和 2 年 3 月 変更
令和 3 年 2 月 変更
令和 4 年 2 月 変更
令和 5 年 2 月 変更

宮 城 県

1 防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域

宮城県において、松くい虫の駆除及びまん延防止のため「森林病害虫等防除法第7条の2第1項の規定に基づく防除実施基準」に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域を次のとおり定める。

所 在 地		面積 (ha)	区 域
都市名	町村名		
石巻市 (石巻)		5.4	83林班 八-4, 5, 6, 7, 8, 9, 11, 12, 12-1, 13, 14 ホ-2, 3, 4, 5, 11, 12, 12-1 八-1, 2, 3 ト-1, 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 2, 2-1, 6, 6-1, 7, 12, 12-1 84林班 八-5, 5-1, 12, 13, 13-1 ト-1, 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 2, 2-1, 2-2, 2-3, ト-2-4, 2-5, 2-6
石巻市 (牡鹿)		12.7	15林班 ホ-1, 2, 3, 4, 5 16林班 イ-3, 4, 8 八-5-1, 6, 8, 9, 9-1, 12 ニ-1, 7, 8, 9, 10, 11 17林班 イ-4, 5, 6, 7, 10, 11, 11-1, 12, 12-1 ロ-2, 3, 3-1, 4, 5-1, 6, 7, 8, 9, 10 八-5, 6, 7 ニ-9 20林班 ロ-1, 2, 3, 4, 4-1, 5, 6, 7, 8, 8-1 八-3, 3-1, 4, 4-1, 4-20, 4-21, 5, 6, 7, 8, 9 ニ-1, 2, 3 ホ-2, 3, 7
東松島市 (鳴瀬)		8.0 (※32)	1林班 八-1, 2, 3, 3-1, 3-2, 4, 4-1, 4-2, 5, 6 2林班 イ-1, 1-1, 2, 3, 3-1, 4, 5, 6 3林班 ホ-1, 2, 3 4林班 イ-5, 6, 7, 8, 9 5林班 イ-38, 39, 40, 41, 41-1, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, イ-51, 52, 53, 53-1, 54, 55, 56, 57 7林班 ニ-38, 39, 40, 41, 42, 43, 43-1, 44, 45, 46, 47, 47-1, 48 ホ-10, 11, 11-1, 12, 25, 26, 27, 28, 28-1, 29, 31, 32, ホ-32-1, 33, 36, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47,

東松島市 (鳴瀬)			7林班 木-48, 49, 50 八-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7 8林班 二-1, 2-1, 3, 4 12林班 イ-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11 口-1, 2, 3, 3-1, 4, 4-1, 4-2, 5 八-1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18 八-19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 28 ※宮戸地区（財務局有地内に存する松林）
宮城郡	松島町	8 0	1林班 八-1, 2, 3, 4 二-1, 4 木-2 八-1 リ-4, 5 2林班 二-6, 7, 8 3林班 イ-2 4林班 イ-3, 6, 7 5林班 イ-1 口-16, 18 八-1 フ-4, 5, 6 6林班 口-1, 2 木-5, 6, 9 八-1, 3, 5, 6, 9 7林班 イ-19, 20, 24, 25
牡鹿郡	女川町	3 4	130林班 イ-1, 2, 2-1, 2-2, 3, 3-1 134林班 イ-1, 1-1, 2, 3, 4, 4-1, 4-2, 5, 5-1, 6, 6-1, 7 口-1, 1-1, 1-2, 2, 3, 3-1, 3-2, 4, 5, 5-1, 5-2, 6, 7, 7-1 口-7-2, 8, 8-1, 9, 9-1, 9-2, 10, 11, 11-1, 12, 12-1 口-12-2, 13, 14, 15, 16, 16-1, 17, 17-1, 17-2 八-1, 1-1, 2, 2-1, 3, 4, 6, 6-1, 6-2 二-9, 9-1, 9-2, 10, 10-1, 10-2, 11, 12, 13, 13-1, 14 二-15, 16, 17, 18, 18-1, 19, 20, 21, 22, 22-1, 23, 23-1 二-24, 24-1, 25, 26, 26-1, 27, 28, 29, 29-1, 30, 30-1 二-31, 32 木-1, 1-1, 2, 3, 4 ト-1, 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 2, 2-1, 2-5, 3, 4, 5, 6
合 計		3 7 5	

2 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項

特別防除の実施に当たっては、特に次に掲げる事項や人家、学校などに十分配慮し、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に努めるものとする。

また、地域住民等関係者の意見を尊重するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、その理解と協力を得るように努めるものとする。

- (1) 国内希少野生動植物、特殊鳥類、天然記念物等の貴重な野生動植物の生息、分布状況等について十分実態を把握し、これらの貴重な野生動植物に悪影響を及ぼさないよう当該生息地から十分な間隔を保持する等適切な対策を行うこと。
- (2) 病院、学校、家屋、水源等に薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等に十分注意し、これらの施設等から十分な間隔の保持、適切な散布方法の選択、給水施設の被覆、自動車の移動・被覆等についての周辺住民等への周知徹底等の対策を行うものとする。
- (3) 鉄道、道路その他の交通施設、公園、レクリエーション施設その他の利用者が集合する森林において特別防除を実施する場合には、実施時間等をも考慮の上、定時に発着する交通機関の通過時中の特別防除の中止、道路等の交通規制、う回等通学誘導、入場規制等の必要な対策を行うこととする。

特に春の山菜シーズンには、多くの人々による入山者が見込める事から、主要林道の入口に入山規制の標識等を設置するとともに広報等により、事前にその旨を住民等へ周知することとする。

3 特別防除により農業、漁業その他事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項

特別防除の実施に当たっては、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするための必要な措置を講ずるものとする。この場合、特に蚕児、農作物、養蜂群、葉たばこ、水産動物の増養殖場、漁場、保護水面等については、地域の実情に応じて、関係団体等とも十分協議し、その意見を尊重した上、風向、風速等に注意して、対象物等からの十分な間隔の保持、養蜂の巣箱の移動等を行う。

また、水産種苗の放流時期との調整等、十分な防止対策を講ずるとともに、特別防除

の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について、地域住民等関係者への周知徹底を図り、理解と協力を得るように努めるものとする。

(1) 蚕関係

散布した農薬が気象条件の関係で、付近の桑園に飛散・付着したことを知らずにその桑を給与して事故を招く場合が考えられること等から、桑園の周辺部においての薬剤散布に当たっては、薬剤が飛散しないよう十分な距離をとるとともに、蚕室を被覆し、薬剤の飛散・流入を防ぐ措置を講ずる等の指導をすることとする。

(2) 養蜂関係

薬剤の散布による養蜂群への危被害を防止するため、毎年開催されるみつばち転飼調整会議等を通じて、薬剤の散布に関する事項について徹底するとともに、十分な連絡調整を図るものとする。

また、散布に当たっては、事前に散布周辺での飼育者に対し、巣箱の安全な場所への一時移動、巣箱の被覆等適切な被害防止対策措置を講ずるよう指導することとする。

(3) 農作物関係

葉たばこを含む農作物を栽培している耕地付近への散布に当たっては、十分な距離をとるとともに、散布地の地理的気象条件、散布方式、収穫までの日数などその影響も異なることから現地において事前に十分協議することとする。

(4) 畜産関係

畜舎及び鶏舎に薬剤が飛散しないよう距離をとるとともに、航空機の騒音による被害が発生しないよう指導すること。特に鶏はヘリコプターの爆音に敏感なので、養鶏場周辺での低空飛行及び旋回は避けるよう作業開始前に操縦士と十分打ち合わせをすること。

また、散布直後の河川等の水は家畜には絶対飲ませないよう指導することとする。

(5) 漁業関係

水産動物の増養殖場等が散布区域の周辺に存する場合には、水産動物又はその養殖施設等への影響を避ける対策を講ずるとともに、水産種苗の放流時期との調整等、被害防止に万全を期すこと。

特に、本県での散布区域は海岸線に近い地域で実施する場合が多いことから、風向、風速等に注意して、十分距離をおいて散布するとともに、危被害の未然防止のため関係者との十分な連携を図りながら行うこととする。

4 その他森林病害虫等防除事業の薬剤による防除に関する事項

(1) 特別防除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適切な実施に努めるものとする。

イ 散布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄水場等並びに航空機の飛行の障害物の位置を明示した地図を作成すること。

ロ 散布を開始する前には、散布を行う区域、散布除外区域及び航空機の飛行の障害物を示す標識を設置するとともに、イの地図に基づき、地上及び空中から、散布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄水場等並びに航空機の飛行に影響を及ぼす障害物の位置、当該標識の設置状況を十分確認すること。

ハ 散布に当たっては、散布除外区域に散布することがないよう、風向、風速等に十分注意し、かつ、ロの標識を常に確認しながら行い、強風等の場合は直ちに当該農薬の使用を中止すること。

ニ 降雨中、降雨直後及び散布後間もなく雨が予想されるときは散布薬剤が枝葉に定着しにくく、また、霧のときは標識の確認が困難になるなど、散布区域の誤認等による危被害発生等の恐れがあるので、散布を行わないこと。

(2) 特別防除の実施に当たっては、人によって薬剤による影響が異なることを配慮してあらかじめ最寄りの保健所、病院等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一に備えた医療緊急体制の整備を依頼するとともに、天候等の関係で実施日時を変更する場合及び特別防除の実施が終了した場合にも関係機関に速やかに連絡するものとする。

(3) 特別防除の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地区の特別防除を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な補償、地区住民等関係者等への原因説明など適切な事後処理を講ずるものとする。

(4) 1の特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林以外で地上からの薬剤による防除が必要なものについては、地上から薬剤による防除を適切に実施するものとする。

(5) 森林病害虫等の薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、発生予察の強化等に努め、特別防除の効果の確保を図るものとする。